

令和7年度

第11回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年度第 1 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 5 番の井口委員と 6 番の江澤委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 4 - 3。所在：田丁地先。地目：田 1 筆。地積：907㎡の内 495.8㎡。申請人：八声の方。転用事由：申請地は、水はけが芳しくないので 500㎡弱について高さ 0.7m の盛土を行い畑作に転換し、そこで柿を耕作する計画を立てた。(埋立方法：深さ 1.0m の天地返し) 造成面積の決定理由：500㎡を超える場合、昨年 5 月に施行された盛土規制法の規定により、「法尻部に U 字溝を設置しなければならない。」とされているため、その設計費用と施工費用が高額にな</p>

	<p>異議なしと認め、番号4-3につきましては許可相当とすることで決定いたします。</p> <p>番号4-4については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
<p>渡邊委員 (3番)</p>	<p>議案第1号、番号4-4について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。申請地の右側にある建物が申請者の住居です。そこから2m位下がった農地が申請地です。隣の農地も3m位高地となります。申請地はかなりの窪地となり水はけも悪い状態です。今回天地返しし、果樹(柿)を作付けしたいとのことでした。近隣に影響する農地はない。特に問題ないと思われます。ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。質問が無いようなので、番号4-4について許可相当とすることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>異議なしと認め、番号4-4につきましては許可相当とすることで決定いたします。</p> <p>議案第1号は以上です。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>2頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>本件につきましては、他法令について未申請であるとのことから本議案は農地法上の審議のみを行いたいと思います。</p> <p>番号5-18。所在：三又地先。地目：畑1筆 地積：804㎡。地種2種。譲渡人：三又の方。譲受人：東京都の方。[法人]転用事由：本申請地は、譲渡人の所有地だが、譲渡人本人は会社員で</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ずつご審議をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願 いについて」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土 地の証明願の提出があったので、審議を求める。</p> <p>番号知7-9。所在：中野地先。地目：他2筆。地積：805㎡。所 有者：木更津市の方。申請者：木更津市の方。利用状況：昭和45 年頃の減反政策により植林を行ってから現在まで山林状況となっ ている。判定地目：植林。</p> <p>番号7-10。所在：中野地先。地目：他1筆。地積：743㎡。所 有者：東京都の方。申請者：東京都の方。利用状況：宅地として使 用していた。判定地目：宅地。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議案第3号、番号7-9、7-10については、森委員が現地調査を担当 されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>森 委 員 (4番)</p>	<p>議案第3号、番号7-9、7-10について、現地調査を行ってきまし たので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>番号7-9については、昭和45年頃の減反政策により杉を植林 し、以降山林上他である。</p> <p>番号7-10は、住家の隣地であり宅地と一体化して使用していた ようです。</p> <p>問題ないと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号7-9、7-10について非農地相 当と認めることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>異議なしと認め、番号7-9、7-10につきましては非農地相当 と認めることで決定いたします。</p> <p>議案第3号は以上です。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画」について を議題とします。</p>

ご質問がないようですので、議案第4号番号7-60から7-61は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

質問が無いようなので、議案第4号番号7-60から7-61については、原案通り決定しました。
議案第4号は以上です。

事務局
(寺井)

続きまして、報告事項について事務局説明をお願いします。

続きまして、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

6頁をお開きください。

「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」次のとおり受理したことを報告する。

番号7-38。 所在：押沼、笛倉地先。地目：田、他6筆 地積：3,644㎡。所有者：笛倉の方。届出者：笛倉の方。権利：相続。

同様の届出が、番号7-39まで提出されています。

続きまして、7頁をお開きください。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて」下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の取下願の提出があったので報告する。

番号2 所在：中野地先。地目：田、3筆。地積：1,102㎡。譲受人：中野の方。譲渡人：木更津市の方。取下事由：現況が山林(植林)及び原野のため、農地利用が不適。

続きまして、25頁をお開きください。

報告事項は、以上です。

議長
(渡辺会長)

報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて議事日程6その他に入ります。

事務局何かございますか？

ありません。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 井口 峰幸

署名委員 江澤 正久